

# 滋賀労働

Mother  
Lake

滋賀県労働広報紙

621号  
2012

## 第49回 技能五輪全国大会 — 滋賀県代表選手3名入賞 —

静岡県を中心に第49回技能五輪全国大会が盛大に開催されました。本県からは8職種13名の代表選手が出場し、それぞれの技能を存分に発揮されました。その中で下記の3名が見事入賞を果たし、今後の活躍が期待されます。

入賞順位	競技職種	氏名	所属
金賞(1位)	建具	とん ぐう まさ ひろ 頓 宮 正 洋	頓宮建具店 (蒲生郡日野町松尾)
銀賞(2位)	日本料理	た なか しん こと 田 中 慎 吾	(株)エッチ. エヌ. オー ホテルニューオウミ (近江八幡市鷹飼町)
敢闘賞	機械組立て	さけ むら みき お 酒 村 幹 夫	パナソニック電気(株) 彦根工場(彦根市岡町)



▲頓宮選手の競技の様子

<敬称略>

## ★ 第10回滋賀県障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀2011)が開催されました! ★

平成24年2月19日(日)、滋賀職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ滋賀)において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀障害者職業センター(滋賀高齢・障害者雇用支援センター)の主催で、第10回滋賀県障害者技能競技大会が開催されました。

また、平成24年3月1日(木)、滋賀県公館において、上記大会の成績優秀者に対して表彰式を行いました。

障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀)は、障害者が、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、雇用の促進と地位の向上を図ることを目的とし、平成14年度より開催されています。

本年度は、電子機器組立、ホームページ、喫茶サービスなど8競技種目に84名の選手が出場して、日頃職場や職業訓練の場で培った技を競いました。成績優秀者には、滋賀県知事より滋賀県知事表彰が、滋賀障害者職業センター所長から金賞、銀賞、銅賞が授与されました。



▲3月1日 表彰式(県公館)

### ● 知事表彰および金賞受賞者

競技種目	入賞区分	参加選手	所属
電子機器組立	金賞	林 順子	パナソニックアソシエイツ 滋賀株式会社
ワード・プロセッサ	金賞	安井 謙治	株式会社滋賀富士通 ソフトウェア
ホームページ	知事表彰 金賞	内田 康介	特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション
製品パッキング	知事表彰 金賞	奥田 真二	株式会社クレール
パソコン操作	金賞	谷澤 明彦	滋賀県立玉川高等学校
パソコンデータ入力	金賞	福谷 惇也	彦根市図書館
喫茶サービス	知事表彰 金賞	西川 和輝	株式会社クレール
各種組立等	知事表彰 金賞	中橋 一登	滋賀県立高等技術専門学校 (テクノカレッジ草津)

<敬称略>

### 目次

- 表紙 第49回技能五輪全国大会の入賞について  
滋賀県障害者技能競技大会の開催結果について
- ②③ 「働くあなたへ 絵てがみ作品展」入賞作品の決定
- ④ 改正育児・介護休業法の全面施行について
- ⑤ (財)21世紀職業財団からのお知らせ
- ⑥ 在職者向けセミナーのご案内
- ⑦ おうみ若者未来サポートセンター開設のお知らせ  
求職者支援制度をご利用ください  
労働委員会だより
- ⑧ 労働相談Q&A「解雇」
- ⑩ 統計/資料 平成23年労働組合基礎調査の結果
- ⑪ 統計/資料 平成23年年末一時金要求・妥結状況の結果
- ⑫ 統計/資料 平成23年障害者雇用状況集計結果  
ジョブ・カードセンターからのお知らせ  
石綿健康被害救済制度について

平成23年度  
 ～働くあなたへ～ 絵てがみ作品展  
 入賞作品決定！

県では、ワーク・ライフ・バランスについての理解の促進と、男性も女性も働きやすい環境づくりへの気運を盛り上げていくことを目的として、「働くあなたへ 絵てがみ作品展」を開催しました。今回は昨年10月3日から12月15日までの間作品を募集しましたところ、86点のご応募をいただきました。

応募作品の中から最優秀賞1点、優秀賞2点、入選8点を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。また、当作品展を県立近代美術館（平成24年2月14日～19日）および県立男女共同参画センター（平成24年3月1日～20日）において開催しました。

〔主催〕

滋賀県、一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会

作品テーマ

- 働くあなたへ
- 働く私を支えてくれるあなたへ
- 仕事と生活

最優秀賞



大橋 勝さん(守山市)

優秀賞



西山 里美さん(草津市)



田中 福美さん(彦根市)



入 選



岡田啓子さん(近江八幡市)



植田きよ子さん(高島市)



清水洋子さん(長浜市)



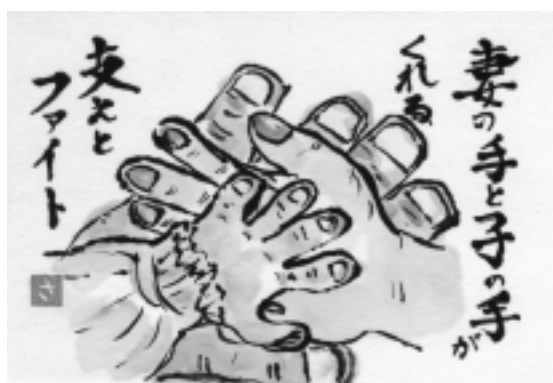
山本房江さん(高島市)



井上久子さん(高島市)



田濃美代子さん(長浜市)



森田小夜子さん(甲賀市)



唐崎恵美さん(甲賀市)



◀ 作品展示風景

**従業員数が100人以下の事業主の皆さま**

平成24年7月1日から

**改正育児・介護休業法が全面施行されます！**

**滋賀労働局雇用均等室**

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が、従業員数が100人以下の事業主にも適用になります。

猶予部分の概要は以下のとおりです。事業主の皆さまにおかれましては、社内規定の整備等、準備をお進めくださいますようお願いいたします。

**① 育児のための短時間勤務制度（1日6時間勤務）**

- 事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。
- 短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- 短時間勤務制度は、1日に労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

**② 育児のための所定外労働の制限（残業免除）**

- 3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を越えて労働させてはなりません。

**③ 介護休暇**

- 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

お問い合わせは

**滋賀労働局雇用均等室**

〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階  
TEL 077-523-1190 FAX 077-527-3277



法務大臣による  
裁判外紛争解決手続の認証制度

**社労士会労働紛争解決センター滋賀**

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ① あっせんにより円満解決 ② あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
- ③ 早期解決 ④ 毎月第2土曜日開催で利用しやすい ⑤ 安い費用（10,500円）で解決

**総合労働相談所**

開催日：毎月第2・第4土曜日  
13：00～17：00

**年金相談センター**

開催日：毎月第2土曜日  
13：00～17：00  
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。Tel.077-526-3780/077-511-1480



広告

**滋賀県社会保険労務士会**

〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階  
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800  
<http://www.ex.biwa.ne.jp/shiga-sr>

事業主・事業所の皆様へ

財団法人21世紀職業財団 関西事務所

セクハラ・パワハラ・メンタルヘルス・管理職のための  
マネジメント研修・ビジネススキルなど各種研修は、  
財団法人21世紀職業財団 関西事務所にご相談ください！

近年のセクハラ・パワハラをはじめとする職場のハラスメントが労務管理上看過できない問題となっており、多くの企業がその防止のための教育・研修の必要性を認識されています。また職場における女性活躍推進は、経営上の重要なテーマとなっています。

今回ご案内する研修メニューはハラスメントの基礎知識から防止対策や起きた時の対応など、事例・裁判例研究・ロールプレイなど具体的に取るべきアクションについての内容をご提案させていただいています。また、人材多様化時代に対応した企業の雇用管理をサポートする為にワークライフバランス・ダイバシティマネジメント・ビジネススキル・女性のリーダー養成講座等の研修も提案いたしておりますので、是非、社内研修等にお役立て下さい。

●費用 基礎的な内容で1時間5万円から、事例研究・判例研究・CSRなどの場合は1時間6万円から、セミナーの内容・実施時間・開催日時・講師の選定等、ご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください！

●問い合わせ方法 お電話またはメールにてお問い合わせ・ご相談くださいませ。

財団法人21世紀職業財団 関西事務所 担当：林, 平岩, 上田

TEL 06-4963-3820 FAX 06-4963-3821

Email: rebe2020@gold.ocn.ne.jp

セミナー・タイトル	内 容 (案)	ね ら い
セクハラ防止研修 ＜従業員対象＞ ＜管理職対象＞ ＜相談窓口担当者対象＞	講義の基本内容 1、セクハラ(パワハラ)の現状と背景 2、防止の必要性 3、定義と解説 4、起こさないために注意すべき事項 5、起きた時の対応  基本は講義60分+事例研究30分 ご要望により認識度チェックリスト・ ロールプレイ・裁判例研究を実施 講義は基礎編、指導編及びその組合せ 基礎編＝現状と防止の必要性及び加害者、企業の法的責任等 指導編＝管理職の役割、指導のポイント、部下とのコミュニケーション、指導の行き過ぎに要注意など	セクハラ被害を受けた従業員にとっては、個人の名誉や尊厳を不当に傷つけられ、従業員の働く意欲が低下し、能力発揮を阻害されます。一方、企業にとっては職場環境の悪化により職場秩序や仕事の円滑な遂行が阻害されるとともに、事案がこじれた裁判で敗訴すれば企業の社会的評価に影響します。 この問題の対応策として、起こってしまったことに適切に対処することは勿論ですが、まず職場で問題を起こさない未然の防止が何よりも重要で、この点の理解と対応法を深めていただきます。
パワハラ防止研修 ＜従業員対象＞ ＜管理職対象＞	職場におけるパワハラとは、職場において職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的に苦痛を与えその就業環境を悪化させることで、問題点と対応法を解説します。 また、管理職対象研修では、管理職が知っておくべきパワハラにならない適切な指導のあり方を提案し、テクニックだけでなく管理職としての心得や役割を理解していただきます。	
メンタルヘルス セミナー ＜従業員対象＞ ＜管理職対象＞	講義 + (ご要望により 演習、グループワーク追加可能)	＜従業員対象＞ 組織としてのストレスマネジメント対策を具体的に知り、組織全体でストレス予防に取り組む意欲と観点を磨きます。 ＜管理職対象＞ 部下の心の病に対処するため、未然防止から事後対応、職場復帰への道のりを探るなどを学びます。
ワークライフ バランスセミナー	講義 + (ご要望により 演習、グループワーク追加可能)	人口減少へと転じた我が国が今後も持続的に発展し社会の活力を維持するためには、生産性の向上が不可欠です。その原動力は人材の力であり、社員の働きがいと生きがいを感じその能力を十分に発揮する環境整備が重要な経営戦略です。 ワークライフバランス(WLB)は仕事と生活のバランスが取れた働き方が職業人生を豊かにするファクターです。業務の進め方、働き方を見直すことは両立のためにも必要で、この観点から講義及び演習などをします。
管理職のための マネージメント セミナー	講義 + (ご要望により 演習、グループワーク追加可能)	管理監督者としての指導力向上を目的とし、部下との相互理解の関係づくりから、コーチングのスキル習得を目指すセミナー、講義と演習を併用する充実した内容で企画させていただきます。
ビジネススキル セミナー	講義の基本内容 1、コミュニケーション 2、プレゼンテーション 3、アサーション 4、コーチング	職場の人間関係改善には良好なコミュニケーション力や相手に対する印象付けを効果的な伝達方法で行う能力が不可欠です。コミュニケーションを親密なものにし、自己表現に必要なスキルをトレーニングを交えて習得します。



## 在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、在職者の方々の技能向上を目的に在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。また、在職者訓練（技能向上セミナー）は年間通して様々なコースを実施しております。詳しくは各機関へお問い合わせください。

### ■ 県が開催するコース

(H24.5～6月開催分)

コース名	会場	日程	コース名	会場	日程
自由研削用といし特別教育	草津	6/21,22	電気主任技術者のための知識Ⅰ（理論編）	米原	6/5,6,7
機械研削用といし特別教育	草津	6/28,29	電気主任技術者のための知識Ⅱ（電力編）	米原	6/19,20,21
手仕上げ加工技術	米原	5/15,16,17	電気主任技術者のための知識Ⅲ（機械編）	米原	6/26,27,28
TIG溶接の基礎（基礎技能習得編）	米原	6/26,27,28	電験3種受験者のための数学Ⅱ	米原	5/22,23,24
アーク溶接特別教育（学科・実技）	米原	5/8,9,10,11 6/19,20,21,22	第二種電気工事士筆記試験受験準備Ⅱ（直前対策編）	米原	5/8,9,10
溶接技能者評価試験準備（半自動、手溶接編）	米原	5/22,23,24	第二種電気工事士技能試験受験準備Ⅰ（事前対策編）	米原	5/15,16,17
溶接技能者評価試験準備（ステンレスTIG溶接編）	米原	5/29,30,31	第二種電気工事士技能試験受験準備Ⅱ（直前対策編）	米原	5/29,30,31
有接点リレーシーケンス制御Ⅰ（基礎編）	米原	6/5,6,7	建設業従事者のためのパソコンⅠ（入門編）	米原	6/5,6,7
油圧制御技術Ⅰ（基礎編）	米原	5/29,30,31 6/26,27,28	建設業従事者のためのパソコンⅡ（EXCEL応用編）	米原	6/19,20,21
普通旋盤加工技術Ⅰ（加工知識編）	米原	5/8,9,10	3DマイホームデザイナーPRO7（入門編）	米原	5/8,9,10
普通旋盤加工技術Ⅱ（基礎加工編）	米原 草津	5/29,30,31 5/9,10,11	機械製図Ⅱ（JIS規格編）	米原 草津	6/19,20,21 5/23,24,25
普通旋盤加工技術Ⅲ（応用加工編）	米原 草津	6/26,27,28 6/13,14,15	機械CAD（AutoCAD基礎編）	米原 草津	6/12,13,14 6/18,19,20
フライス盤加工技術Ⅱ（基礎加工編）	米原 草津	5/22,23,24 5/16,17,18	プログラマブルコントローラ制御Ⅰ（三菱Fxシリーズ基礎編）	米原	6/12,13,14
フライス盤加工技術Ⅲ（応用加工編）	米原 草津	6/12,13,14 6/6,7,8	JW_CADⅠ（建築・汎用CAD入門編）	米原	6/12,13,14
エンジニアのためのExcel活用（VBA編）	米原	6/19,20,21	JW_CADⅡ（建築・汎用CAD応用編）	米原	6/26,27,28

お問い合わせはコースを実施するテクノカレッジへお願いします。申込受付期間は各コースの開始日1カ月前までです。

- 高等技術専門学校米原校舎（テクノカレッジ米原） 〒521-0091 米原市岩脇411-1 TEL 0749-52-5300
  - 高等技術専門学校草津校舎（テクノカレッジ草津） 〒525-0041 草津市青地町1093 TEL 077-564-3297
- <http://www.pref.shiga.jp/f/kogisen/index.html#seminar>

### ■（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催するコース

(H24.5～6月開催分)

コース名	日程	コース名	日程
設計ツールを活用した製品設計技術（部品設計編）（Solidworks編）	5/28,29,30,31	有接点シーケンス制御による電動機制御の実務	5/16,17,18
製造技術者のための油圧実践技術	5/23,24,25	容量計算によるモータ選定技術の実際	6/28,29
ドリル研削実践技術	5/28,29,30	PLCによる実践的FAセンサ活用技術	5/24,25
被覆アーク溶接実践技術（各種姿勢編）	5/8,9	電気系保全実践技術	5/28,29,30
TIG溶接実践技術（ステンレス鋼板材編）	5/22,23	実践機械設計技術（2次元設計）（AutoCAD編）	6/13,14,15
機械保全実践技術（伝動装置・分解組立調整編）	5/22,23,24	機械設計製図技術（設計システム編）	6/20,21,22
実践電子回路計測技術	5/10,11	アナログ回路の設計・評価技術（オペアンプ編）	6/14,15
有接点シーケンス制御の実践技術	5/14,15 6/18,19	実践的PLC制御技術	5/21,22 6/25,26
フライス盤精密加工技術	6/5,6,7,8	半自動アーク溶接実践技術（各種姿勢編）	6/19,20
TIG溶接実践技術（アルミニウム合金板材編）	6/5,6	被覆アーク溶接技能クリニック（鉄構）	6/23,30
熱処理と表面硬化技術	6/21,22	切削加工の理論と実際	6/15,16,23
状態監視保全（CBM）による設備管理技術	6/6,7,8	制御盤製作のための実践的技術	6/27,28,29
PLC制御における実践的インバータ制御技術	6/21,22		

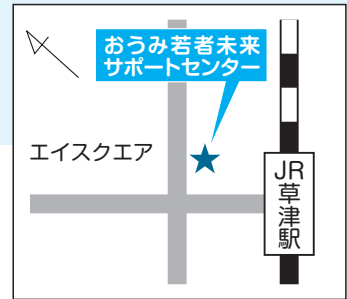
お申込になる場合は下記ホームページより申込用紙をダウンロードし、FAX・郵送・持参にてお申込ください。

※ホームページ <http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/seminar.html>

※（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀職業訓練支援センター・滋賀職業能力開発促進センター  
ポリテクセンター滋賀 訓練課 事業主係（〒520-0856 大津市光が丘町3-13）  
TEL 077-537-1191、FAX 077-537-1299

# 「おうみ若者未来サポートセンター」を開設しました

若年者を取り巻く就業環境が依然として厳しい中、相談から就職までの一貫したサービスを漏れなくワンストップで提供し、若年者に対する就業支援の一層の充実を図るため、これまで大津市と草津市に分散していた就業支援拠点を一体化した「おうみ若者未来サポートセンター」を開設しました



- ★利用時間 9時～17時（土・日・祝日・年末年始は休業）
- ★所在地 草津市西渋川1-1-14 行岡第一ビル4階  
（JR草津駅西口から徒歩2分）
- ★対象 大学などを卒業予定の方や、求職中の概ね35歳未満の方。
- ★設置機関

ヤングジョブセンター滋賀 【併設】新卒応援ハローワーク・学生職業相談コーナー	就職情報コーナー、総合相談コーナー、職業相談、職業紹介コーナー、求人検索コーナー、カウンセリングコーナー
若年者地域連携事業事務局	若年者の採用拡大のための広報・啓発や若年者の求人開拓・求人情報提供事業など
地域若者サポートステーション	就職困難者の職業的自立を応援するための相談や就労体験事業など
滋賀の“三方よし”人づくり推進センター	若年求職者の人材育成・就職活動支援および県内中小企業とのマッチング

★お問い合わせ おうみ若者未来サポートセンター TEL 077-563-0301  
県庁労働雇用政策課就業支援室 TEL 077-528-3758

## 「求職者支援制度」を御利用ください 滋賀労働局

※「求職者支援制度」とは？ 雇用保険を受給できない求職者の方（支援対象者）が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です。

- 支援対象者は
  - 「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を受講できます。  
\*原則として、受講料は無料、テキスト代などは自己負担になります。
  - 訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行います。
  - 収入、資産などの一定要件を満たす方には、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」が支給されます。（月額10万円）
- 求職者支援訓練とは
  - 民間訓練機関が厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施します。
  - 訓練はおおくの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得する「実践コース」があります。
  - 訓練期間は、1コース3カ月から6カ月です。

詳しくは、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

ハローワーク大津	077-522-3773	ハローワーク高島	0740-32-0047
ハローワーク長浜	0749-62-2030	ハローワーク彦根	0749-22-2500
ハローワーク東近江	0748-22-1020	ハローワーク甲賀	0748-62-0651
ハローワーク草津	077-562-3720		

## 支えあうことの 安心を、広げたい。

広告

2511W111

こくみん共済	◎総合医療共済	◎せいめい共済
ねんきん共済	自然災害保険付 火災共済	自然災害付 火災共済
マイカー共済	自賠責共済	交通災害共済
団体生命共済	セット移行共済	慶弔共済

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら  
**全労済**  
全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済 滋賀県本部 大津支所 〒520-0801 大津市におの浜4-5-1 TEL 077-524-6031  
(滋賀県勤労者共済生活協同組合) 彦根支所 〒522-0074 彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館2F TEL 0749-24-6605

～労働委員会だより～

# 平成23年に終結した不当労働行為事件の概要について

労働組合法第7条は、使用者が、労働者や労働組合に対して「不利益な取扱」や「団体交渉拒否」など一定の行為（不当労働行為）を行うことを禁止しています。このような行為が行われた場合は、その救済を労働委員会に申し立てることができます。委員会では、申立てがあると審査を行い、使用者の行為が不当労働行為か否かの判断をします。また、労使双方に和解を勧めたりします。

当委員会で取り扱った不当労働行為事件について、平成23年に終結した11件のうち4件は、和解によるものでした。全国的に見ると、約7割が和解により解決しています。和解は迅速な紛争解決の有効な手段であり、将来の労使関係にも好ましい解決方法と考えられています。残りの7件のうち、1件は申立てが取り下げられ、6件に命令を出しました（棄却1件、一部救済5件）。命令を出した事件は、いずれも命令を不服として中央労働委員会に再審査が申し立てられました。

事件	概 要	審査期間
A	昇給や会社廃業後の別会社における雇用約束について、他の従業員に比べて組合員に不利益な取扱いがあったとして救済申立てがありました。当委員会は、組合員に対する不利益取扱いはなかったとして、棄却命令を発しました。	671日 調査11回 審問4回
B	団体交渉での確認事項（賃上げ、採用内定者選定）が反故にされ、また、労使間覚書で定めていた車両台数が一方的に減車されたとして救済申立てがありました。当委員会は、会社が車両を減車したことと、採用内定者選定を実施せず、その説明をしなかったことは不当労働行為にあたるとして一部救済命令を発しました。	504日 調査5回 審問4回
C	派遣労働者（その前は請負業務従事者）であった組合員が派遣元会社を解雇され、組合は派遣先会社に対し、直接雇用等を交渉事項とする団体交渉を申し入れたが、会社が応じなかったとして救済申立てがありました。当委員会は、会社が団体交渉に応じなかったことは不当労働行為にあたるとして一部救済命令を発しました。	521日 調査6回 審問2回
D	下請会社従業員であった組合員の会社での就労実態が偽装請負であったと労働局が認定したとして、組合は元請会社と会社に労働局の指導に従うこと等を交渉事項とする団体交渉を申し入れたが、両社が応じなかったとして救済申立てがありました。当委員会は、会社が団体交渉に応じなかったことは不当労働行為にあたるとして一部救済命令を発しました（D事件とE事件は併合審査されました）。	643日 調査7回 審問3回
E		
F	組合は、派遣労働者（その前は請負業務従事者）であった組合員の直接雇用等を交渉事項とする団体交渉を派遣先会社に申し入れたが、会社が応じなかったとして救済申立てがありました。当委員会は、会社が団体交渉に応じなかったことは不当労働行為にあたるとして一部救済命令を発しました。	513日 調査5回 審問3回
G	会社の従業員が組合の支部を結成し、組合は会社に団体交渉を申し入れたが、会社が要求が早急であるなどと文書で回答するほかは特に回答がなかったとして救済申立てがありました。当委員会が団体交渉の実施を促した結果、当事者間で自主的に交渉が行われ、和解が成立しました。	167日 調査1回 審問0回
H	地方自治体の嘱託職員が組合を結成し、自治体との間で何度か団体交渉を行ったが、自治体の態度は不誠実であり、その後組合員の雇い止めを行ったとして救済申立てがありました。その後、団体交渉の実施方法について、両当事者に歩み寄りが見られたため、当委員会が和解を勧めた結果、第8回調査で和解が成立しました。	348日 調査8回 審問0回
I	会社を退職した組合員が、在籍中の研修受講料の支払請求を会社から受け、組合は研修受講料や未払い賃金等を協議事項とする団体交渉を申し入れたが、会社が応じなかったとして救済申立てがありました。当委員会が団体交渉実施を促し、日時の設定を調整したところ、当事者間で交渉が行われ、和解が成立しました。	144日 調査2回 審問0回
J	団体交渉での会社の態度が不誠実であり、組合ピラ配布や掲示板設置要求に関する会社の言動が組合活動に対する支配介入であるとして救済申立てがありました。その後、当事者間において和解の機運が高まったため、当委員会が和解を勧めた結果、第4回調査で和解が成立しました。	214日 調査4回 審問0回
K	会社と交わした確認書合意事項の進捗状況や、別件の不当労働行為事件で出された命令書の内容を協議事項とする団体交渉を申し入れたが、会社が応じなかったとして救済申立てがありました。その後、組合は申立てを取り下げました。	54日 調査0回 審問0回

～労使間の紛争でお困りの労働者や使用者の方は、お気軽に労働委員会事務局へご相談下さい～

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号（県庁東館5階）  
TEL 077-528-4473  
<http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>



## 労働相談Q &amp; A

## テーマ 『解雇について』



**Q 1.** 勤務先会社の業績が低迷しており、先日上司から解雇を言い渡されました。特に私の属する事業部門の成績が振るわないのが理由らしいです。学齢期の子供がおり、解雇に応ずるわけにはいきません。ちなみに私は勤続25年の正社員です。

**A 1.** 解雇について、法令では「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。【労働契約法第16条】」と定められています。

経営上の都合による解雇が、客観的に合理的で社会通念上相当と認められるには、多くの裁判例において、以下の4つの要素を総合的に考慮することが必要とされ、原則として、すべての要素を満たさなければ解雇は無効であるとの見方が有力のようです。これは一般的に整理解雇4要素と呼ばれています。

- 整理解雇の必要性があったか？
- 解雇回避努力が充分なされたか？
- 解雇対象者の選定は、客観的に合理性があり妥当か？
- 被解雇者や労働組合との充分な協議がなされたか？

今回の解雇が以上の要素を満たしているのかを検証し、その上で納得出来ないときは会社側に「解雇は受け入れられない」と明確な意思表示を示し、会社に解雇の撤回を求めていく必要があります。当事者どうしによる話し合いがスムーズに進まない場合は、労働局や県労働委員会のあっせん制度を利用するなどの方法が考えられます。

**Q 2.** 雇用期間1年契約で過去2回の更新契約を経て働いています。会社は長引く景気低迷で、業績の回復の見極めが困難な事から先日、上司より『辞めて欲しい。』と通告されました。まだ、半年の契約期間が残っているのに辞めざるを得ないのでしょうか。

**A 2.** 期間の定めのある労働契約の場合、法令では「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由が有る場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。【労働契約法第17条】」と定めています。

また、「やむを得ない事由」とは、個別の具体的な事情や状況により判断せざるを得ませんが、通常の解雇よりも厳しい要件となっています。

有期雇用契約の期間途中で、やむを得ない事由により労働者を解雇する場合、少なくとも30日前の予告もしくは解雇予告手当が必要です。そして、やむを得ない事由が使用者責任によるものである場合は、期間満了までの賃金相当額の損害賠償責任が生じてくる場合があります【民法第628条】。

おたずねのケースでは、途中で契約を解除するだけの「やむを得ない事由」にあたるとは必ずしも思われませんので、上司に、期間満了までの勤務を申し出てください。

## 滋賀県労働相談所

▶ 電話番号 077-511-1402

0120-967164 （県内から、固定電話・携帯電話・PHSによる利用が可能です。平成24年4月1日からは固定電話からのみの利用となります。）

▶ 開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30は除く）

月曜日～金曜日（祝日）17時～20時

土・日曜日 10時～16時（12:30～13:30は除く）

▶ 場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階（面談相談は事前連絡が必要です）

# 平成23年 労働組合基礎調査の結果

この調査は、県内すべての労働組合を対象に、労働組合数、組合員数等の状況を把握することを目的として、毎年6月30日現在で実施しています。平成23年6月30日現在、滋賀県内の単位労働組合における組合数は734組合、組合員数は101,010人となりました。

結果の詳細については、県労働雇用政策課ホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/>)

## 労働組合数・組合員数の推移

年次	組合数 (組合)	組合員数 (人)	対前年増減数		対前年増減率	
			組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
平成14年(2002)	756	109,134	▲ 10	▲ 4,963	▲ 1.3	▲ 4.3
15年(2003)	779	106,259	23	▲ 2,875	3.0	▲ 2.6
16年(2004)	763	102,745	▲ 16	▲ 3,514	▲ 2.1	▲ 3.3
17年(2005)	734	100,067	▲ 29	▲ 2,678	▲ 3.8	▲ 2.6
18年(2006)	718	100,176	▲ 16	109	▲ 2.2	0.1
19年(2007)	711	99,873	▲ 7	▲ 303	▲ 1.0	▲ 0.3
20年(2008)	715	100,061	4	188	0.6	0.2
21年(2009)	743	102,088	28	2,027	3.9	2.0
22年(2010)	736	102,131	▲ 7	43	▲ 0.9	0.0
23年(2011)	734	101,010	▲ 2	▲ 1,121	▲ 0.3	▲ 1.1

業種	組合数		組合員数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
農業, 林業	2	0.3	18	0.0	0	0	0.0	0.0
建設業	23	3.1	2,746	2.7	0	▲ 62	0.0	▲ 2.2
製造業	261	35.6	57,709	57.1	2	843	0.8	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	8	1.1	1,245	1.2	0	1	0.0	0.1
情報通信業	6	0.8	72	0.1	0	▲ 1	0.0	▲ 1.4
運輸業, 郵便業	77	10.5	3,212	3.2	▲ 1	▲ 135	▲ 1.3	▲ 4.0
卸売業・小売業	98	13.4	5,398	5.3	0	▲ 290	0.0	▲ 5.1
金融業・保険業	18	2.5	4,891	4.8	0	▲ 52	0.0	▲ 1.1
学術研究, 専門・技術サービス業	8	1.1	608	0.6	0	22	0.0	3.8
宿泊業, 飲食サービス業	7	1.0	283	0.3	0	▲ 7	0.0	▲ 2.4
生活関連サービス業, 娯楽業	6	0.8	1,459	1.4	0	▲ 80	0.0	▲ 5.2
教育, 学習支援業	50	6.8	4,900	4.9	0	▲ 551	0.0	▲ 10.1
医療, 福祉	67	9.1	4,693	4.6	▲ 2	▲ 521	▲ 2.9	▲ 10.0
複合サービス事業	24	3.3	3,601	3.6	0	▲ 42	0.0	▲ 1.2
サービス業(他に分類されないもの)	8	1.1	143	0.1	0	▲ 4	0.0	▲ 2.7
公務	67	9.1	9,966	9.9	▲ 2	▲ 243	▲ 2.9	▲ 2.4
分類不能の産業	4	0.5	66	0.1	1	1	33.3	1.5
合計	734	100.0	101,010	100.0	▲ 2	▲ 1,121	▲ 0.3	▲ 1.1

# 平成23年 年末一時金要求・妥結状況の結果

この調査は、安定した労使関係確立の基礎資料とするため滋賀県が毎年行っています。平成23年の調査では、滋賀県内の民間労働組合のうち、約30%にあたる186組合を対象として実施し、平成23年12月31日現在で妥結した旨報告のあった組合のうち、平均賃金額・要求額・妥結額が判明している78組合について集計しました。

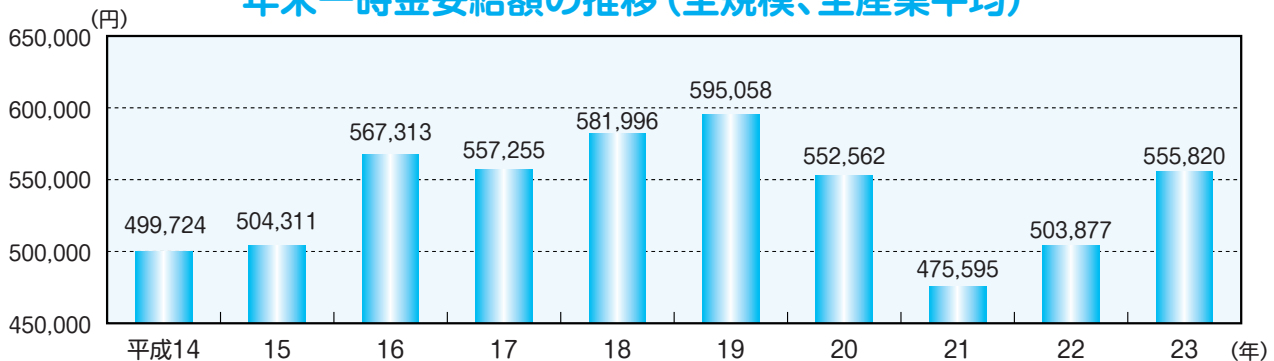
平成23年12月31日現在、全規模・全産業平均の妥結額は555,820円（2.06月）となり、前年同期に比べて51,943円（0.16月）上回る結果となりました。

結果の詳細については、県労働雇用政策課ホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/>)

	平成23年12月末日時点（全規模）				前年 同期	
	平均賃金（円）	要求額（円）	妥結額（円）	月数（月）	妥結額（円）	月数（月）
全産業平均	270,187	651,809	555,820	2.06	503,877	1.90
製造業平均	272,020	659,618	563,714	2.07	513,980	1.93
非製造業平均	264,494	627,561	531,308	2.01	471,550	1.83

## 年末一時金妥結額の推移（全規模、全産業平均）



# 平成23年 障害者雇用状況集計結果

滋賀労働局では、障害者雇用促進法に基づいて、身体障害者または知的障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者および精神障害者（以下「障害者」）の雇用状況について報告をまとめています。ここでは、平成23年6月1日現在における集計結果の一部について紹介しています。調査の詳細な内容については、滋賀労働局のホームページをご覧ください。

(<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

### 集計結果の主なポイント

- 雇用されている障害者の数は1,917.5人と過去最高を更新（前年1,809人）
- 実雇用率は、1.60%（前年1.69%）
- 法定雇用率達成企業の割合は、50.4%（前年56.5%）

## 一般の民間企業における雇用状況の推移

（各年6月1日現在）

	常用労働者数（人）		障害者の数（人）		実雇用率（%）		法定雇用率達成企業の割合（%）	
		対前年増減		対前年増減	滋賀県	全国	滋賀県	全国
平成14年	83,540	-0.1	1,509	-3.3	1.81	1.47	56.7	42.5
15年	85,228	2.0	1,534	1.7	1.80	1.48	56.5	42.5
16年	89,628	5.2	1,507	-1.8	1.68	1.46	54.7	41.7
17年	94,210	5.1	1,576	4.6	1.67	1.49	54.5	42.1
18年	97,705	3.7	1,662	5.5	1.70	1.52	56.9	43.4
19年	103,544	6.0	1,709.5	2.9	1.65	1.55	55.6	43.8
20年	109,029	5.3	1,800.0	5.3	1.65	1.59	54.2	44.9
21年	106,045	-2.7	1,773.0	-1.5	1.67	1.63	55.8	45.5
22年	107,204	1.1	1,809.0	2.0	1.69	1.68	56.5	47.0
23年	119,507	11.5	1,917.5	6.0	1.60	1.65	50.4	45.3



## 滋賀県地域ジョブ・カードセンターからのお知らせ

### 1 トライアル雇用と有期実習型訓練の併用について

平成23年12月15日からトライアル雇用と有期実習型訓練を同時に実施できるようになり、試行雇用奨励金とキャリア形成促進助成金が併給され、訓練に要する経費負担が大幅に軽減されます。

また、同時に実施することにより、実践的な職業能力が身について、正社員への移行をより確実なものにできます。

トライアル雇用をお考えの事業主は、是非ご検討ください。トライアル雇用のみの場合最大12万円の助成金が、併給により30万円以上になります。

### 2 キャリア形成促進助成金の助成率の改正について

平成23年11月24日から、急激な円高の影響を受け、生産量または売上高が減少した中小企業事業主が、新たな分野への事業展開のために、有期実習型訓練を行う場合、キャリア形成促進助成金の助成率が引き上げられました。

**非正規労働者の訓練の助成率 1/2 → 2/3**

上記に関するお問合せ、ご相談は、下記まで

滋賀県地域ジョブ・カードセンター（滋賀県商工会議所連合会） TEL：077-521-4711

滋賀県地域ジョブ・カードサポートセンター（長浜商工会議所） TEL：0749-64-3001

その病気、  
その症状は **アスベスト** **石綿** が原因  
かもしれませんか

ご家族に、  
**肺がんや中皮腫**などで  
亡くなられた方はいませんか？

**息切れ、胸が苦しい**など  
の症状が出ていませんか？

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

#### ■労災保険給付・特別遺族給付金（石綿健康被害救済制度）について

《おちかくの労働基準監督署または滋賀労働局》

（所在地一覧） <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

※滋賀労働局労働基準部労災補償課 077-522-6630

《厚生労働省のホームページ》 <http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック→雇用・労働「アスベスト（石綿）」へお進みください。（労災認定等事業場一覧表など、石綿情報を掲載しています）

《労災保険相談ダイヤル》 0570-006031 / 受付時間 平日9:00～17:00

労災保険給付や特別遺族給付金に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ご利用にあたっては、通話料がかかります（全国一律料金）。

#### ■救済給付（石綿健康被害救済制度）について

《独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）》

（フリーダイヤル） 0120-389-931

受付時間 平日9:30～17:30

（ホームページ） <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

《環境省地方環境事務所》

（ホームページ） <http://www.env.go.jp/region/>

※上記のほか、最寄りの保健所でも相談・申請を受け付けています。

監督署

検索

石綿救済

検索

「滋賀労働」へのご意見・ご感想は  
こちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL 077-528-3751 FAX 077-528-4873

<http://www.pref.shiga.jp/>

E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp